

1 不登校対策に関する国の動向

(1) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

平成 28 年 12 月 14 日に公布された法律で、不登校に関する基本理念や国および地方公共団体が講ずるべき事項を定めています。

(基本理念)

第 3 条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

1 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。

2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。

3 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。

4 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

5 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

(学校における取組への支援)

第 8 条 国及び地方公共団体は、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るための取組、児童生徒の置かれている環境その他の事情及びその意思を把握するための取組、学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援その他の学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(支援の状況等に係る情報の共有の促進等)

第 9 条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者間で共有することを促進するために必要な措置その他の措置を講ずるものとする。

(特別的教育課程に基づく教育を行う学校の整備等)

第 10 条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学習支援を行う教育施設の整備等)

第 11 条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握)

第 12 条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う学習活動の状況、不登校児童生徒の心身の状況その他の不登校児童生徒の状況を継続的に把握するために必要な措置を講ずるものとする。

(学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援)

第 13 条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 不登校児童生徒への支援の在り方について【令和元年10月25日文科科学省通知】

文科科学省が設置した「不登校に関する調査研究協力者会議」および「フリースクール等に関する検討会議」における議論を取りまとめた結果として、これまでの不登校施策に関する通知を改めて整理し直し、まとめたものです。

この通知では、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方を示しています。

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

(1) 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

(2) 学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。

(3) 不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があること。

(4) 家庭への支援

家庭教育は全ての教育の出発点であり、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けを行うことが重要であること。

(3) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

生徒指導上の諸課題の現状を把握することにより今後の施策の推進に資することを目的として、文科科学省が毎年行う調査で、令和3年度の調査結果が令和4年10月に公表されました。

小・中学校の不登校の状況（概要）は以下のとおりです。

- 小・中学校における不登校の状況について、不登校児童生徒数は9年連続で増加し、過去最多となっている。
- 小・中学校における不登校児童生徒数は244,940人（前年度196,127人）であり、前年度から48,813人（24.9%）増加。在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は2.6%（前年度2.0%）。
- 過去5年間の傾向として、小学校・中学校ともに不登校児童生徒数及びその割合は増加している。（小学校 H28 : 0.5% → R03 : 1.3%、中学校 H28 : 3.0% → R03 : 5.0%）。
- 不登校児童生徒の63.7%に当たる156,009人の児童生徒が、学校内外の機関等で相談・指導等を受けている。
- 不登校児童生徒数が9年連続で増加、約55%の不登校児童生徒が90日以上欠席している。
- 児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透の側面も考えられるが、生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景として考えられる。

(4) 生徒指導提要

生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、平成 22 年に文部科学省が作成したものです。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行や、文部科学省通知などを受け、令和 4 年 12 月に 12 年ぶりの改訂を行い、不登校に関する記述が以下の章立てで追加されました。

第 10 章 不登校

留意点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すように働きかけることが求められます。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクが存在することにも留意する必要があります。不登校に関する発達支持的生徒指導としての「魅力ある学校づくり」を進めると同時に、課題予防的・困難課題対応的の生徒指導については、不登校の原因・背景が多岐にわたることを踏まえた上で適切にアセスメントを行い、支援の目標や方針を定め、多職種の専門家や関係機関とも連携・協働しながら「社会に開かれたチーム学校」としての生徒指導体制に基づいて、個々の児童生徒の状況に応じた具体的な支援を展開していくことが重要です。

10.1 不登校に関する関連法規・基本指針

10.1.1 不登校に関する基本指針の変遷

10.1.2 教育機会確保法

10.1.3 不登校児童生徒への支援の方向性

10.1.4 支援の目標

10.2 不登校対応に求められる学校の組織体制と計画

10.2.1 教育相談体制の充実

10.2.2 教育相談を支える教職員の連携・協働

10.2.3 校種を越えての情報連携

10.3 不登校に関する生徒指導の重層的支援構造

10.3.1 不登校対策につながる発達支持的生徒指導

10.3.2 不登校対策としての課題未然防止教育

10.3.3 不登校対策における課題早期発見対応

10.3.4 不登校児童生徒支援としての困難課題対応的の生徒指導

10.4 関係機関等との連携体制

10.4.1 関係機関の役割

10.4.2 学校と関係機関の連携における留意点

(5) 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)

文部科学省では、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、令和5年3月31日に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)を取りまとめました。

近年、不登校児童生徒数が増加し続け、令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、小学校及び中学校で約24.5万人、高等学校を合わせると約30万人に上り過去最高となるなど、生徒指導上の喫緊の課題となっている。

また、同調査からは、90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約4.6万人に上ることも明らかとなった。

こうした状況を受けて、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。

【主な取組】

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながる
ことができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備
 - ・一人一人のニーズに応じた多様な学びの場(※)が確保されている。
(※) 不登校特例校、校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)、教育支援センター等、
こども家庭庁と連携し多様な学びの場、居場所を確保
 - ・学校に来られなくてもオンライン等で授業や支援につながるができる。
 - ・学校に戻りたいと思った時にクラスを変えたり、転校したりするなど本人や保護者の希望に沿った
丁寧な対応がされている。
2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに
早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援
 - ・1人1台端末で小さな声が可視化され、心の不安や生活リズムの乱れに教師が確実に気付くことが
できる。
 - ・小さなSOSに「チーム学校」で素早く支援することにより、早期に最適な支援につなげられている。
 - ・教育と福祉等が連携し、子供や保護者が必要な時に支援が行われる。
3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする
学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認
識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に
 - ・それぞれの良さや持ち味を生かした主体的な学びがあり、みんなが活躍できる機会や出番がある。
 - ・トラブルが起きてもしっかり対応してくれる安心感がある。
 - ・公平で納得できる決まりやルールがみんなに守られている。
 - ・障害や国籍言語等の違いに関わらず、色々な個性や意見を認め合う雰囲気がある。

(6) 教育振興基本計画

教育振興基本計画は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第 17 条第 1 項に基づき政府として策定する計画です。令和 5 年 6 月 16 日に新たな教育振興基本計画が閣議決定されました。

新たな教育振興基本計画には、「不登校児童生徒への支援の充実」が基本施策のひとつに示されています。

目標 7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

【基本施策】

○不登校児童生徒への支援の推進

・令和 3 年度の小・中・高等学校における不登校児童生徒数は過去最多の約 30 万人となっており、その中でも特に、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒のうち 90 日以上欠席している者が約 4.6 万人に上っている。不登校は誰にでも起こり得ることである一方、ひきこもりなど、将来にも長期に渡って影響を及ぼすとの指摘もあり、不登校児童生徒の教育機会の確保や相談体制の充実など、不登校対策を強力に推進していくことが重要である。このことを踏まえ、令和 5 年 3 月に策定した「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」等に基づき、①多様な学びの場の確保、②1 人 1 台端末等を活用した早期発見・早期支援の実施、③学校風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にするなど不登校対策を推進する。

具体的には、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に向けて、不登校特例校の各都道府県・政令指定都市での 1 校以上の設置を本計画期間内において進め、将来的には、不登校特例校への通学を希望する児童生徒が居住地によらずアクセスできるよう、分教室型も含め、全国で 300 校の設置を目指す。また、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置促進、オンラインの活用も含め、こうした専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT 等を活用した学習支援や NPO・フリースクール等との連携等を含めた教育支援センター等を中核とした不登校児童生徒に対する支援体制の整備等を推進するとともに、困難を抱える児童生徒に対する支援ニーズを早期に把握するため、1 人 1 台端末を活用した児童生徒の健康状態や気持ちの変化の早期発見、「チーム学校」による早期支援を推進する。

さらに、文部科学省においてこども家庭庁による居場所づくりの取組との連携を図り、「学び」と「育ち」の双方の観点からの支援を推進する。また、不登校児童生徒の保護者が一人で悩みを抱え込まないよう、保護者の会等に関する情報提供を通じて保護者への支援を行う。

- ・これらの取組を通じて、学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒を確実に支援につなげられるようにアウトリーチを強化する。
- ・社会的・職業的自立に向けた実践的教育を行う高等専修学校は、発達障害や不登校等の特別の配慮が必要な生徒が一定割合在籍し、「学びのセーフティネット」として機能を果たしていること等を踏まえ、その運営にかかる支援について都道府県と連携しつつ推進していく。
- ・また、不登校児童生徒本人等の声も踏まえつつ、近年の長期欠席者数や不登校児童生徒数の増加に係る要因分析を行い、今後の調査設計の改善も含め、要因分析の結果を踏まえた取組を推進する。

2 過去の不登校の状況

(1) 国・東京都・練馬区の不登校児童生徒数〔単位：人〕

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小学校	練馬区	201	270	331	378	439
	第 1 学年	10	14	14	22	25
	第 2 学年	20	19	36	37	41
	第 3 学年	22	39	45	52	68
	第 4 学年	41	48	53	66	81
	第 5 学年	48	67	72	93	108
	第 6 学年	60	83	111	108	116
	東京都	3,226	4,318	5,217	6,317	7,939
全国	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	
中学校	練馬区	434	428	569	634	707
	第 1 学年	119	115	189	174	205
	第 2 学年	157	164	179	232	218
	第 3 学年	158	149	201	228	284
	東京都	8,762	9,870	10,851	11,371	13,597
全国	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	

(2) 国・東京都・練馬区の不登校出現率〔単位：％〕

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小学校	練馬区	0.61	0.82	1.00	1.12	1.31
	東京都	0.56	0.74	0.88	1.06	1.33
	全国	0.54	0.70	0.80	1.00	1.30
中学校	練馬区	3.20	3.26	4.35	4.80	5.23
	東京都	3.78	4.33	4.76	4.93	5.76
	全国	3.25	3.65	3.90	4.09	5.00

3 練馬区不登校に関する実態調査の結果（概要）

(1) 調査の目的

不登校の実態を把握し、これまで区が行ってきた不登校対策の効果等について検証するとともに、調査結果を今後の安心な学校づくりに向けた不登校児童生徒への支援の充実や、施策を検討するための基礎資料とするため。

(2) 調査の種類等

令和3年度から4年度の2か年で、不登校を経験した区立中学校卒業生への追跡調査をはじめとして、下記の5種類の調査を実施した。

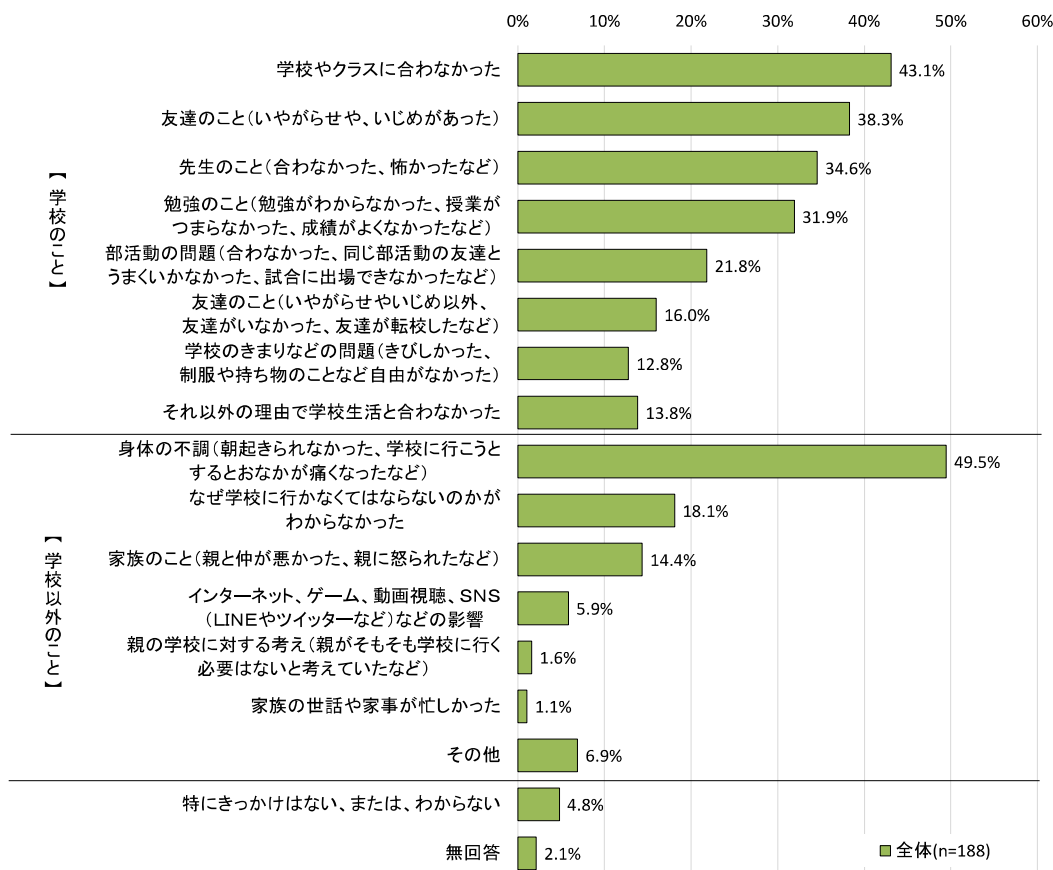
調査名	対象者	調査方法	調査期間	回収状況
(1) 安心な学校づくりのためのアンケート調査（一次調査）	平成28年度から令和2年度に区立中学校3年生で不登校を経験した方およびその保護者 867世帯（郵送戻り92世帯）	郵送 Web	令和3年 11月30日 から 12月21日	本人 188件 回収率 24.3% 保護者 206件 回収率 26.6%
(2) 安心な学校づくりのための追加アンケート調査（二次調査）	一次調査で追加調査の協力を得られた方 85名（郵送戻り1名）	郵送 Web	令和4年 2月8日 から 3月2日	52件 回収率 61.9%
(3) 安心な学校づくりのためのインタビュー調査（二次調査）	一次調査で追加調査の協力を得られた方 25名	対面 電話 オンライン	令和4年 3月4日 から 3月22日	25件
(4) 不登校児童生徒への対応に関する学校アンケート調査	区立小中学校全校 および抽出校の教員 （対象教員） 小学校23校の679名 中学校12校の363名	Web	令和4年 5月17日 から 6月3日	小学校65校 教員402件 回収率 59.2% 中学校33校 教員123件 回収率 33.9%
(5) 不登校児童生徒が通う民間の団体・施設に関するアンケート調査	区立小中学校の児童生徒が通所していた フリースクール等、 民間団体・施設 20団体	郵送 メール	令和4年 6月1日 から 6月22日	14件 回収率 70.0%

※(1)、(2)調査の回収率は、郵送戻りを除いた数を分母としている

調査結果の要点1 学校を休み始めたきっかけ（1）

- 「学校を休み始めたときのきっかけ」（複数回答）は、本人の回答では「身体の不調」（50%）、「学校やクラスに合わなかった」（43%）、「友達のこと（いやがらせや、いじめがあった）」（38%）、「先生のこと」（35%）などの割合が高かった。インタビューでは、「明確なきっかけや理由が分からない」という声もあり、**不登校の要因は多岐にわたり複合的である**ことが分かった。
- 文部科学省の「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、不登校の要因（単一回答）として「無気力・不安」（50%）の割合が最も高い。調査方法等に違いはあるが、本調査では、クラスに合わないこと、いじめ等を含む友人関係、教員との関係等、**学校生活に要因があると感じている生徒・保護者が多かった**。
- 文部科学省が令和2年度に実施した「不登校児童生徒の実態把握に関する調査」では、「最初に学校に行きづらいつ感じ始めたきっかけ」（複数回答）として、中学生は「身体の不調」（33%）の割合が最も高いなど、本調査と同様の傾向が見られた。また、同調査にはない選択肢である「学校やクラスに合わなかった」は、本調査では特徴的に回答割合が高かった。二次調査でも、明確な嫌がらせやいじめはなくても「**人間関係、学校やクラスの雰囲気にならなかった**」という回答は多く、**児童生徒一人一人がより安心して学校生活を送ることができる環境づくりが必要**である。

【学校を休み始めたときのきっかけ】（一次本人）



調査結果の要点 1 学校を休み始めたきっかけ（2）

【学校を休み始めたときのきっかけ】（二次自由記述回答を分類）

分類	該当件数
いじめ・いやがらせ等	17
人間関係、学校やクラスの雰囲気	15
先生との関係	11
勉強の遅れ	6
体調不良	6
自分でも分からない	4
面倒になった	3
その他	7
無回答（回答欄空欄）	2

※52件の回答を分類したもの。
複数の分類に該当する場合はそれぞれでカウントした。

【不登校の要因】

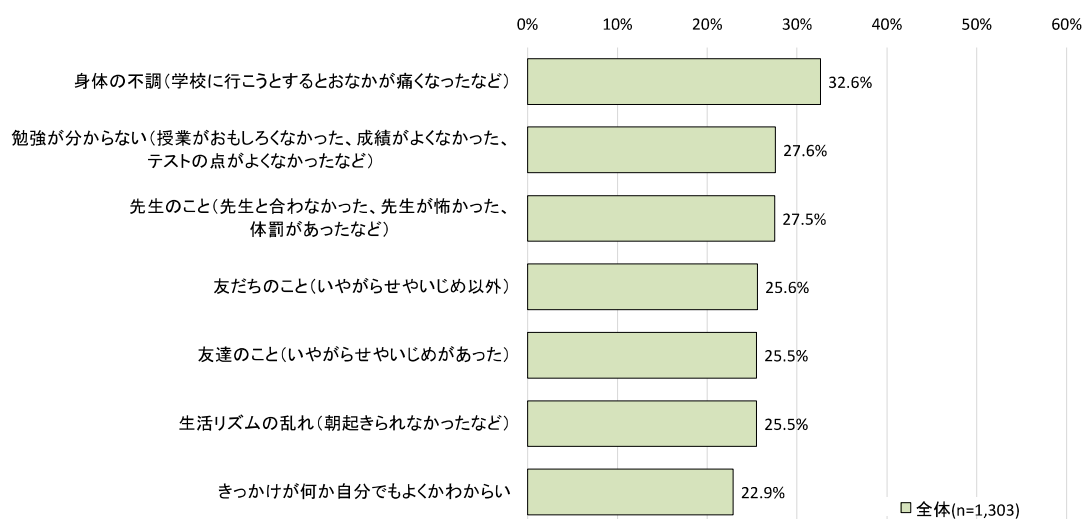
（文部科学省「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」引用）

	不登校児童生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐり問題	教職員との関係をめぐり問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐり問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行	無気力、不安	
小学生	81,498	0.3%	6.1%	1.9%	3.2%	0.2%	0.0%	0.7%	1.7%	3.3%	13.2%	1.5%	13.1%	49.7%	4.9%
中学生	163,442	0.2%	11.5%	0.9%	6.2%	0.9%	0.5%	0.7%	4.1%	2.3%	5.5%	1.7%	11.0%	49.7%	4.9%

※「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因一つを選択。

【最初に学校に行きづらいつ感じ始めたきっかけ（中学生）】

（文部科学省 令和2年度「不登校児童生徒の実態把握に関する調査」引用）



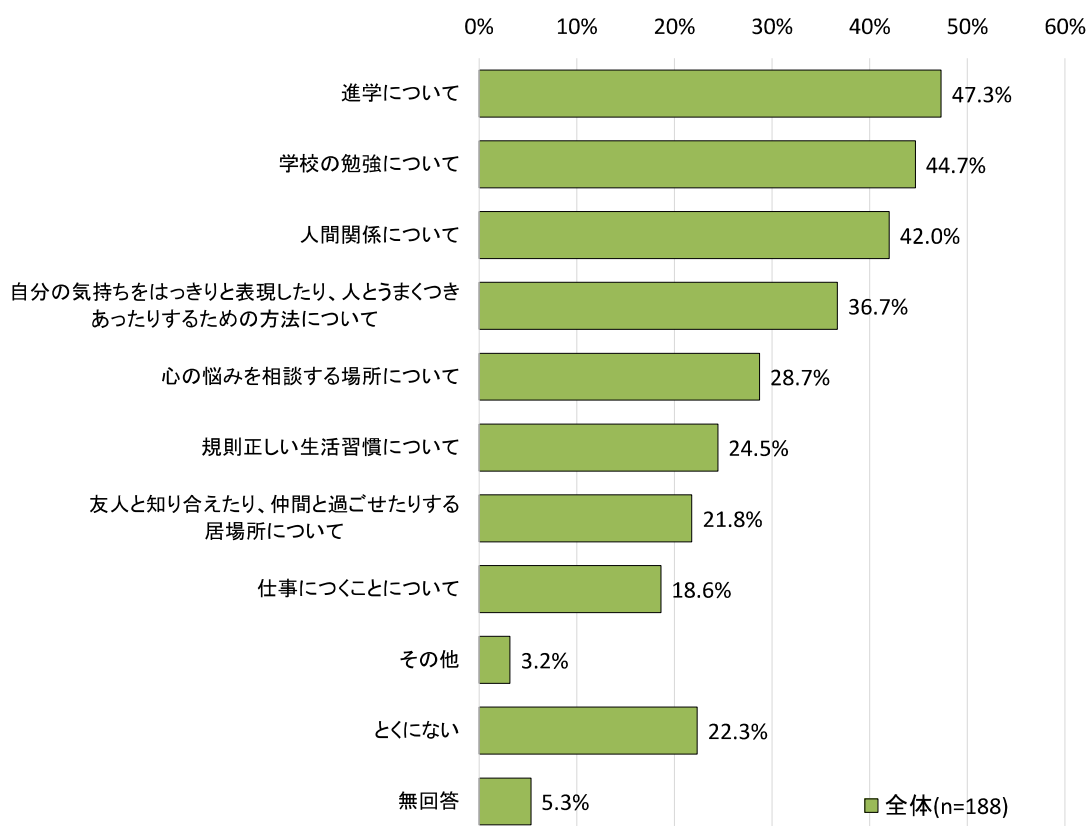
※複数回答の設問で、計20個の選択肢のうち回答割合上位のものを掲載した。

調査結果の要点2 学校を休んでいたときに必要としていた手助け

○「学校を休んでいたときに誰かに相談したいと思ったり、手助けがあればいいのと思ったこと」（複数回答）は、まず「進学について」（47%）、「学校の勉強について」（45%）、次いで「人間関係について」（42%）、「自分の気持ちをはっきりと表現したり、人とうまくつきあったりするための方法について」（37%）の割合が高かった。
人間関係やコミュニケーション部分の支援に加えて、さらに不登校となったときに学習機会を得るための支援を必要としていることが分かった。

○一方で、「とくにない」（22%）の回答も一定程度あった。インタビューでは、当時、「どうしてよいかわからなかった」、「構わないでほしかった」という意見もあり、そうした時期に支援につなげる難しさも浮き彫りになった。早期に支援を行うことで、学校に復帰できる児童生徒もいると考えられるが、**児童生徒によっては「そっとしておいてほしい」時期があることを認識し、児童生徒の状況や保護者の希望をよく確認する必要がある。**ただし、その場合でも、**必要となった際には、すぐに支援につなげられるよう児童生徒の普段の様子を見守り、把握していくことが重要**である。

【中学校3年生のときに、誰かに相談したいと思ったり、手助けなどがあればいいのと思ったこと】（一次本人）



調査結果の要点3 不登校のときに利用した支援と評価（1）

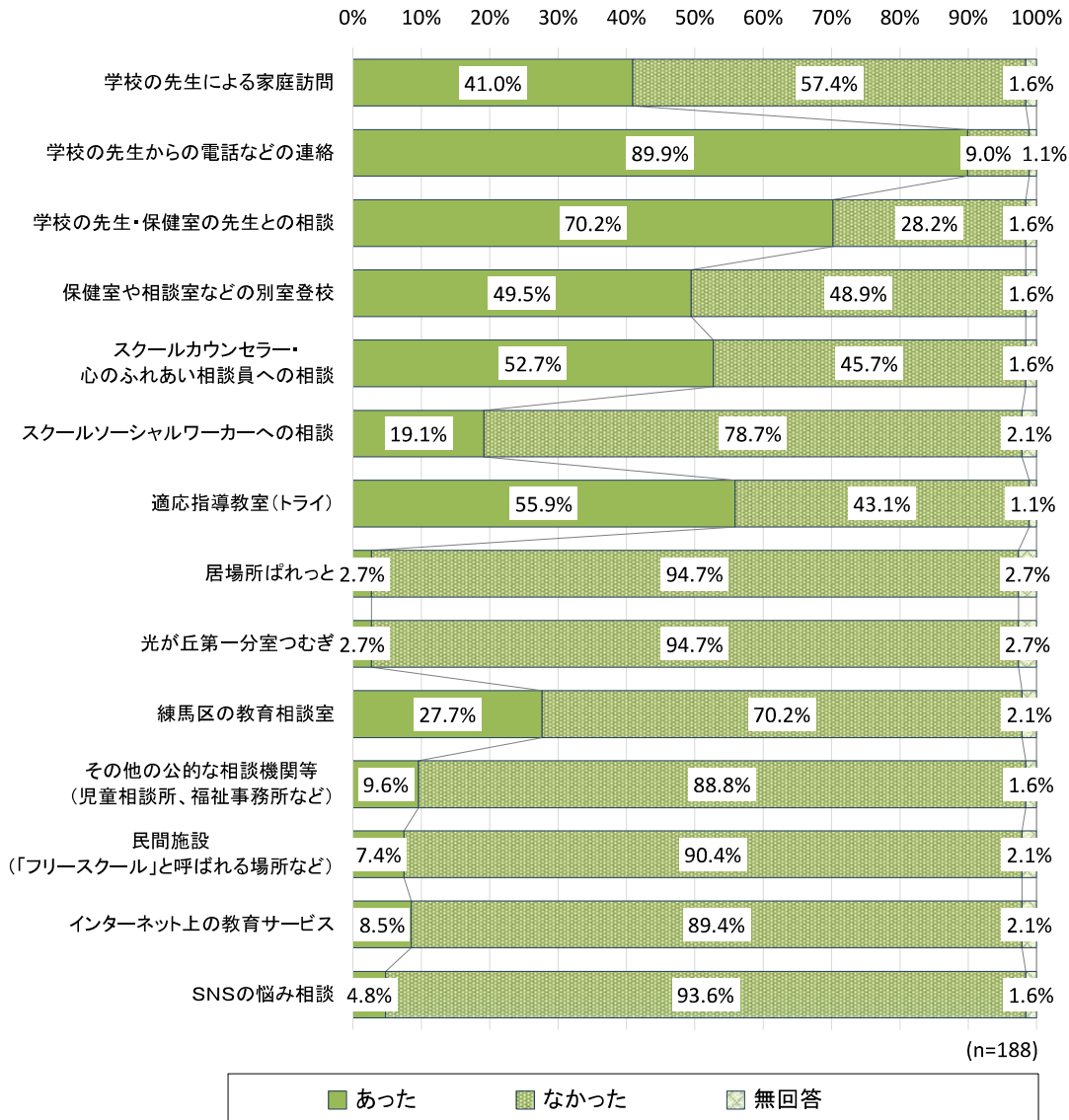
○不登校であった「中学校3年生のときに実施・利用があったもの」（単一回答）は、学校内の支援では、「学校の先生からの電話連絡」（90%）、「学校の先生・保健室の先生との相談」（70%）など、何かしら教員からのアプローチが行われており、「保健室や相談室などの別室登校」（50%）、「スクールカウンセラー・心のふれあい相談員への相談」（53%）も約半数で利用されていた。

○学校外の支援では、主に、「適応指導教室（トライ）」（56%）、「練馬区の教育相談室」（28%）、「スクールソーシャルワーカーへの相談」（19%）が利用されていた。

○学校外と学校内の支援の組み合わせでみると、**半数以上（60%）が学校内・学校外の両方の支援を利用しており、個々の状況に応じて様々な支援を利用している**ことが分かった。

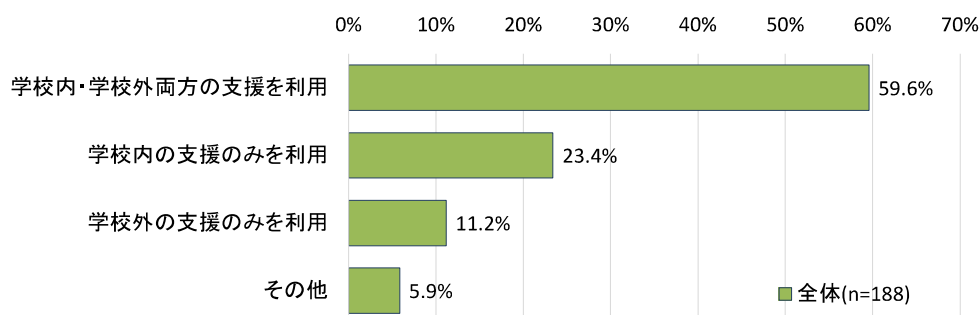
⇒支援機関の説明は次ページ

【中学校3年生のときに実施・利用があったもの】（一次本人）



調査結果の要点3 不登校のときに利用した支援と評価（2）

【中学校3年生のときに実施・利用があったもの】（学校内の支援・学校外の支援の利用状況）



※学校内の支援：

「学校の先生による家庭訪問」、「保健室や相談室などの別室登校」、「スクールカウンセラー・心のふれあい相談員への相談」のうち、いずれか1つでも「あった」と回答した場合。

（「学校の先生からの電話などの連絡」および「学校の先生・保健室の先生との相談」は練馬区内の公立中学校で概ね実施されていると考えられたため、「学校内の支援」の定義から除いている。）

※学校外の支援：

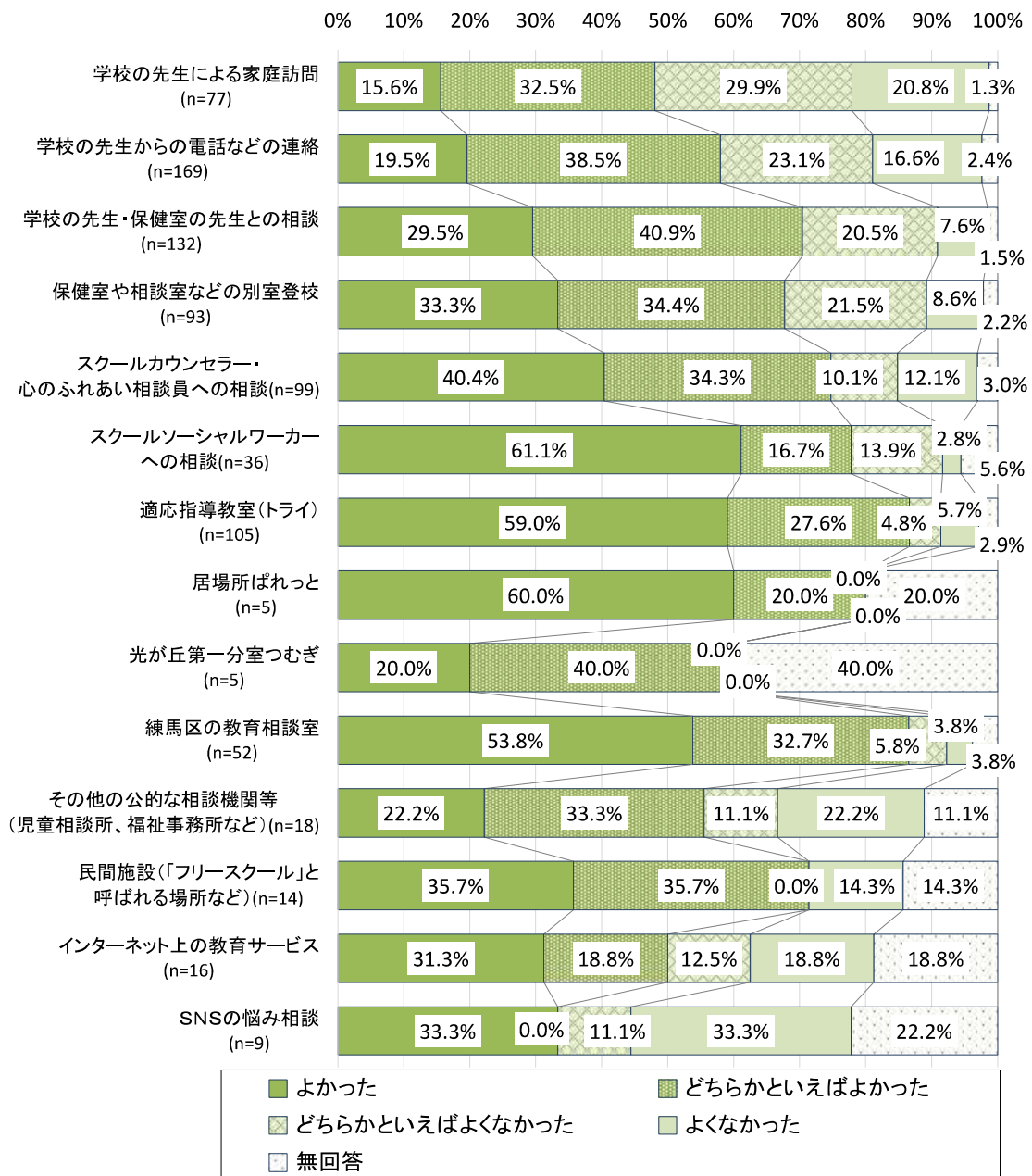
「スクールソーシャルワーカーへの相談」、「適応指導教室（トライ）」、「居場所ばれっと」、「光が丘第一分室つむぎ」、「練馬区の教育相談室」、「その他の公的な相談機関等（児童相談所、福祉事務所など）」、「民間施設（「フリースクール」と呼ばれる場所など）」のうち、いずれか1つでも「あった」と回答した場合。

支援機関	説明
スクールカウンセラー	区立小中学校に配置している臨床心理士などの心理の専門家で、児童や生徒、その保護者、学校全体を、その専門知識を生かして支援している。
心のふれあい相談員	スクールカウンセラーの職務を補完する有償ボランティアで、区立小中学校に配置している。
スクールソーシャルワーカー	児童生徒の家庭環境による問題に対処するため、子ども家庭支援センターや総合福祉事務所等関係機関との連携や、教員の支援を行う福祉の専門職。
適応指導教室	区内在住の不登校児童生徒に対して、相談支援やグループ活動、学習活動を行い、社会的自立への支援を行う事業。練馬区では小学生対象の事業を「フリーマインド」、中学生対象の事業を「トライ」と呼称している。
居場所ばれっと	適応指導教室への通室や学校内の別室登校が困難な不登校の児童生徒が過ごせる場所として、生活習慣、学習習慣の形成や社会性を育成するための支援を行う事業。「ばれっと」と呼称している。
光が丘第一分室つむぎ	特別な支援を要する区内在住の不登校児童生徒に対して個別の学習支援を行う適応指導教室事業。「つむぎ」と呼称している。
教育相談室	区内に4か所の教育相談室を設け、教育や心理の専門相談員が、区内在住の幼児、児童、生徒とその保護者や教員を対象に、様々な教育相談に応じている。

調査結果の要点3 不登校のときに利用した支援と評価（3）

○利用者が一定数いたもので、不登校であった「中学校3年生のときに実施・利用があったものについての評価」（単一回答）について、「よかった」と「どちらかといえばよかった」を合わせて7割を超える高い評価を受けたのは、学校内の支援では「スクールカウンセラー・心のふれあい相談員への相談」（75%）、「学校の先生・保健室の先生との相談」（70%）、学校外の支援では「適応指導教室（トライ）」（87%）、「練馬区の教育相談室」（87%）、「スクールソーシャルワーカーへの相談」（78%）だった。

【中学校3年生のときに実施・利用があったものについての評価】

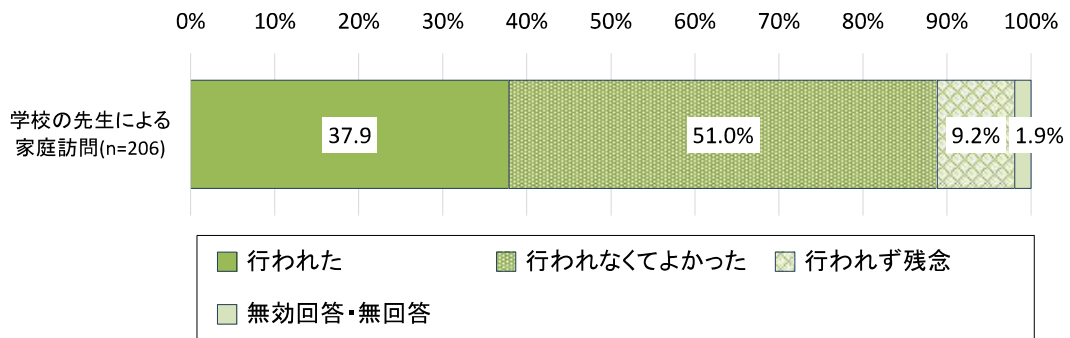


調査結果の要点3 不登校のときに利用した支援と評価（4）

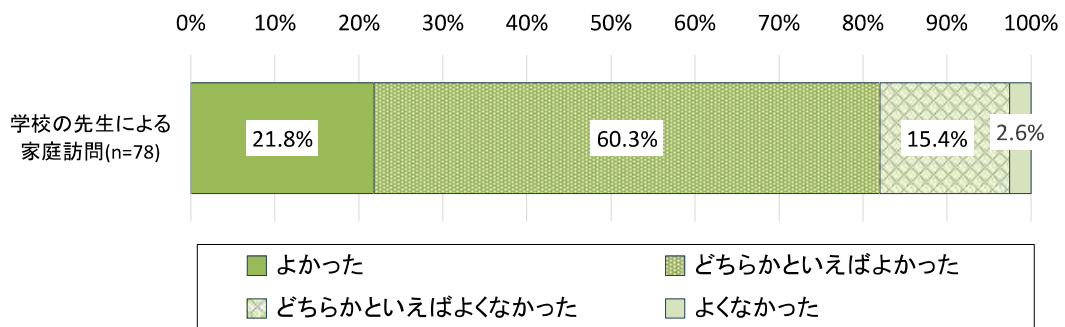
○「学校の対応に関する保護者からの回答」（単一回答）の中で「学校の先生による家庭訪問」については、保護者の約5割が「行われなくてよかった」と回答している。一方、中学校教員へのアンケートでは、「不登校生徒への対応として必要と思う内容」（複数回答）として、初期対応で約8割、中・長期化対応として約9割が「家庭訪問」と回答している。学校の働きかけがあっても、家庭訪問を希望しなかったご家庭が一定層いたと考えられる。

○生徒・保護者と教員側では「家庭訪問」の捉え方に差異があるが、実際に「学校の先生による家庭訪問」を利用した保護者の評価（単一回答）では、約8割が「よかった」または「どちらかといえばよかった」と回答している。**学校は、家庭訪問を行うか否か、行う場合は、誰がいつどのように行うかなど、個々の児童生徒・家庭の状況をより丁寧にくみ取り、保護者と連携して対応する必要**があることが分かった。

【学校の対応に関する保護者からの回答】（一次保護者）



【学校の対応に関する保護者からの回答・評価】（一次保護者）



【不登校生徒への対応として必要と思う内容】（中学校教員）

	初期対応の時点	中・長期化した生徒への対応
家庭訪問	77.2%	86.2%

(n=123)

調査結果の要点3 不登校のときに利用した支援と評価（5）

- 不登校であった「中学校3年生のときに実施・利用があったもの」（単一回答）の中で、「適応指導教室（トライ）」を利用した割合は56%と、学校外の支援では最も利用率が高かった。また、利用した人の評価（単一回答）では、約9割が「よかった」または「どちらかといえばよかった」と回答している。
- 利用してよかったこと（自由記述回答）としては「進路準備ができた」、「勉強ができた」、「友達ができた」、「相談・コミュニケーションができた」があり、「適応指導教室（トライ）」は、学習機会を保障する機能と集団活動の中で他者とのよりよい関係作りを学ぶ機能の両面を担い、有効な支援となっていることが検証された。
- 「適応指導教室（トライ）」を利用しなかったと回答した方の、利用しなかった理由（自由記述回答）では、「人と関わりたくなかった、行きたくなかった」という回答が多かった。また、インタビューでも不登校直後に親に連れられてきたが登室に至らなかったケースが複数確認された。**「適応指導教室（トライ）」の利用につなげるためには、本人の心理的な状況と入室のタイミングを見極める必要がある**ことが分かった。

【適応指導教室（トライ）を利用してよかったと思うこと】（二次自由記述回答を分類）

分類	該当件数
進路準備ができた	11
勉強ができた	10
友達ができた	9
相談・コミュニケーションができた	8
外出のきっかけとなった	5
その他	8
無回答（回答欄空欄）	4

※適応指導教室（トライ）を利用した32件の回答を分類したもの。
複数の分類に該当する場合はそれぞれでカウントした。

【適応指導教室（トライ）を利用しなかった理由】（二次自由記述回答を分類）

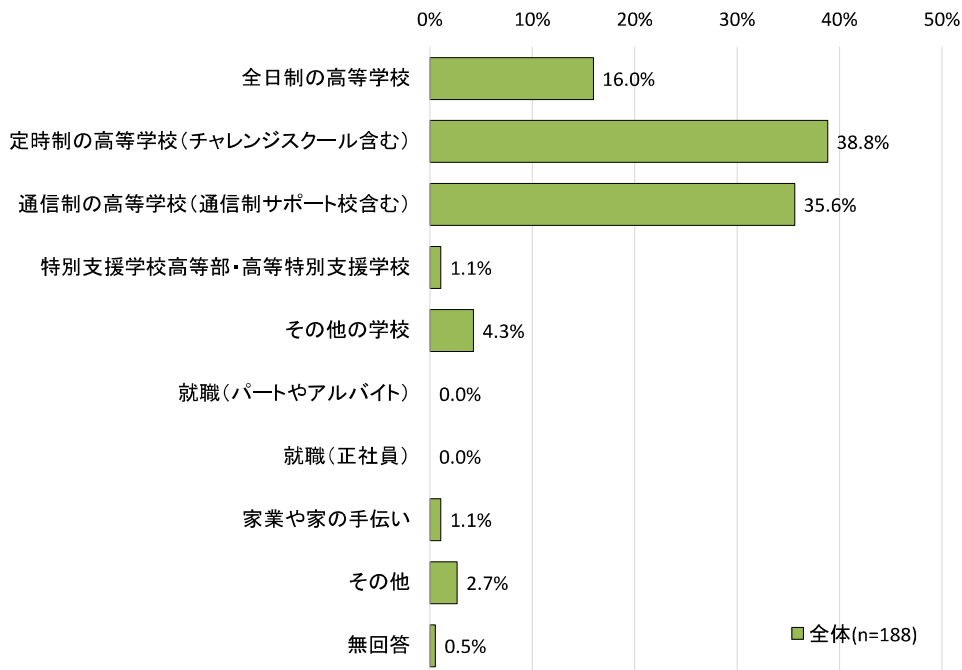
分類	該当件数
人と関わりたくなかった、行きたくなかった	7
知らなかった	5
ほかの場所に行っていたから	2
その他	5
無回答（回答欄空欄）	2

※適応指導教室（トライ）を利用しなかった20件の回答を分類したもの。
複数の分類に該当する場合はそれぞれでカウントした。

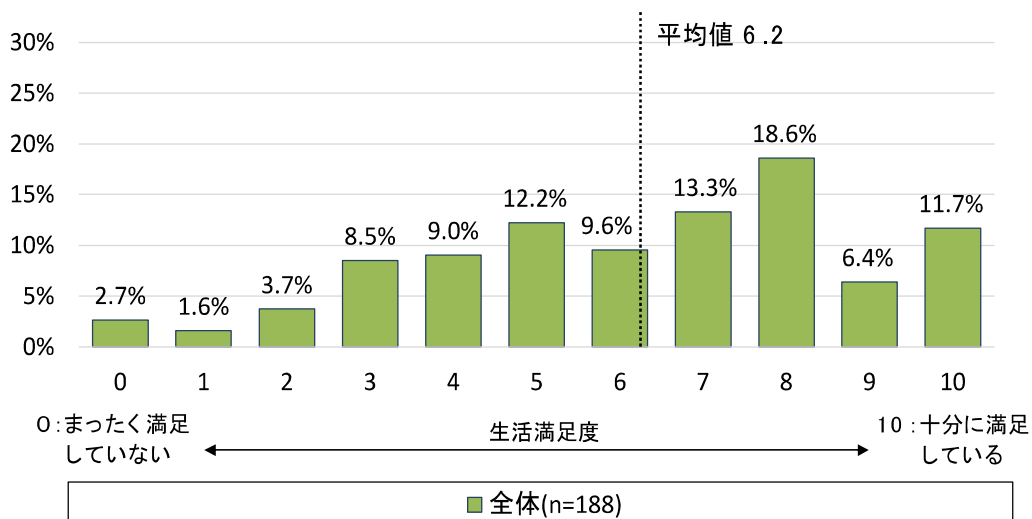
調査結果の要点4 中学校卒業後の状況（1）

- 「中学校卒業後の進路」（単一回答）は、「定時制の高等学校」（39%）と「通信制の高等学校」（36%）がそれぞれ約4割となっており、**定時制高等学校と通信制高等学校が、不登校生徒の主な進学先**となっている。なお、定時制高等学校は、不登校経験がある生徒等を主に受入れる「チャレンジスクール」と呼ばれる都立高校が多くを占めると推察される。
- 「中学卒業後の最近の生活満足度」（0～10の評価で単一回答）は、平均値が6.2で、「OECD生徒の学習到達度調査(PISA)2018年度調査」の日本全国の高校1年生の生活満足度と同じ値である。おおむね生活に満足していると思われる「7」以上の評価をした方が約5割と、全体としては現在の生活状況について肯定的な回答をする方が多く、**不登校経験が、現在の生活満足度に否定的な影響を及ぼしているとは限らない**ことが分かった。

【中学校を卒業してすぐの時点の進路】（一次本人）



【最近の生活全般の満足度】（一次本人）

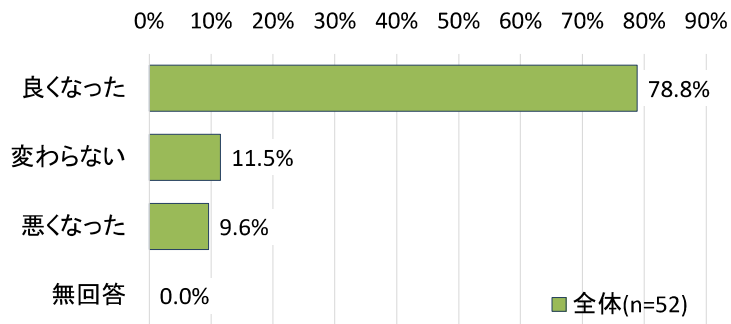


調査結果の要点4 中学校卒業後の状況（2）

○「全体として、あなたの生活は、中学校3年生の時とくらべて良くなったと思うか」（単一回答）では、「良くなった」が約8割と多かった。その理由として、「学校に通えている（通えた）」、「友達ができた」、「自分に合った学校であった」等の回答が得られ、**高校進学という大きな環境変化が一つの転機となって生活が改善している様子**がうかがえた。

○インタビューでは、中学校卒業後の進路について、保護者からの情報提供や自身の状態、希望との調整を含め、**個々の状況に応じて様々な進路選択をしている**ことがうかがえた。また各ケースの事例からは、**進路について「自分で決めた」ということが重要な意味を持つ**可能性が示唆されている。このことから、**進路選択に関する支援では、進学先を決めるにとどまらず、そのプロセスも含めて関わっていくことが重要**であるといえる。

【全体として、生活が中学校3年生のときと比べて良くなったと思うか】（二次本人）



【どのようなことが良くなったと思うか、また、どうしてそのようになったと思うか】（二次自由記述回答を分類）

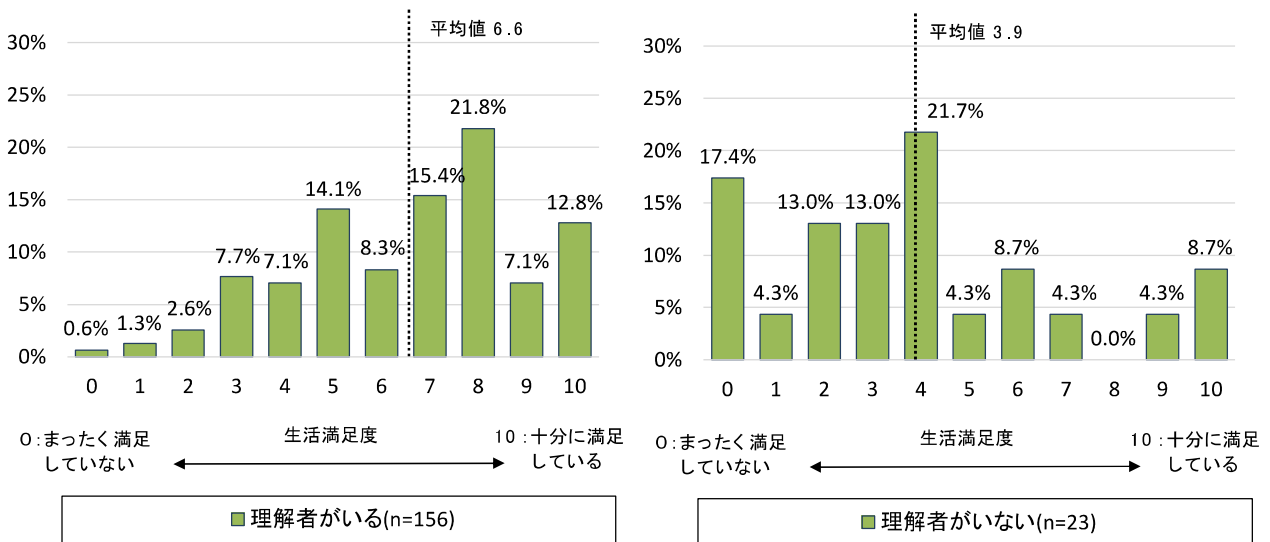
分類	該当件数
学校に通えている（通えた）	18
友達ができた	13
自分に合った学校であった	7
良い先生がいる	6
生活リズム、体調が整った	6
積極的になれた、不安等がなくなった	5
コミュニケーションできるようになった	4
大学進学、就職等が決まった	3
環境が変わってうまくいった	2
その他	7
無回答（回答欄空欄）	1

※中学校3年生のときと比べて生活が「良くなった」と回答した41件の回答を分類したもの。
複数の分類に該当する場合はそれぞれでカウントした。

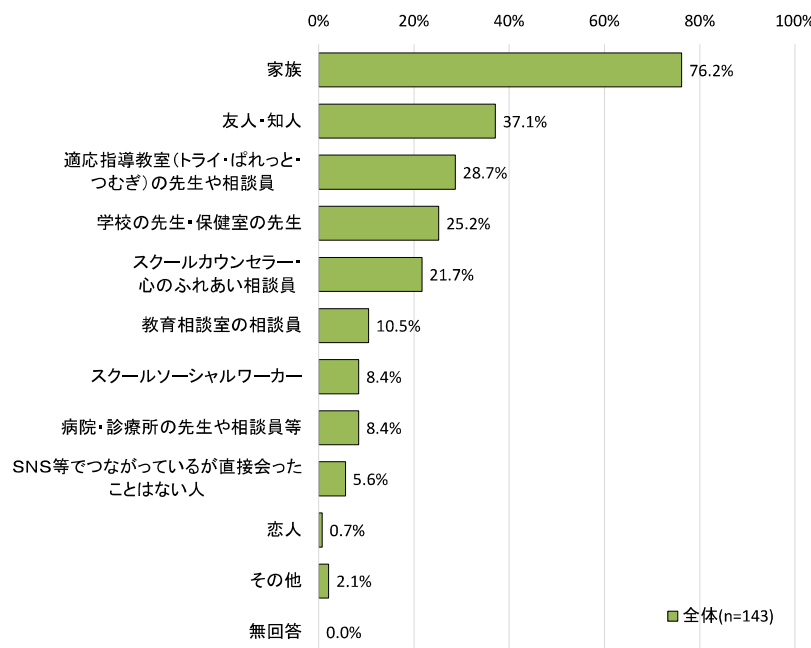
調査結果の要点4 中学校卒業後の状況（3）

- 「現在、あなたをよく理解してくれている方はいますか」（単一回答）と「中学卒業後の最近の生活満足度」（単一回答）の回答の関係をみると、理解者が「いる」と回答したの方が生活満足度を高く評価する傾向にある。
- 「中学校3年生のときに、よく理解してくれている人はいましたか」（単一回答）では76%の方が「いた」と回答し、「それは誰でしたか」（複数回答）には「家族」（76%）の割合が最も高く、「適応指導教室（トライ・ぱれっと・つむぎ）の先生や相談員」（29%）、「学校の先生・保健の先生」（25%）等の回答もある。**よき理解者としての相談・支援に関わる人の重要性がうかがえる**結果となっている。

【現在の理解者の有無×最近の生活満足度】（一次本人、クロス分析）



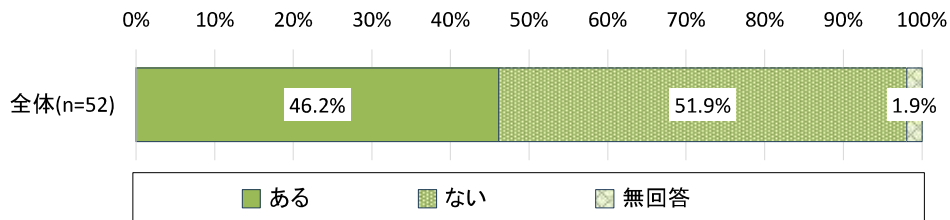
【中学校3年生のときに自身のことをよく理解してくれている人は誰であったか】（一次本人）



調査結果の要点5 今後の支援の充実（1）

○中学校を卒業してから、誰かに相談したり、手助けなどがあればいいのと思ったりしたことはあるか」では、約5割の方が「ある」と回答しており、「心理的な不安等」や「勉強・進路のこと」等の内容に関して相談等のニーズが一定程度存在する。高校生以上になると、学校外の支援が薄くなっていく側面があり、**中学校卒業後にもつながることのできる相談場所等を確保していく必要性**が示唆された。

【中学校を卒業してから誰かに相談したいと思ったり、手助けなどがあればよいと思ったりしたことはあるか】（二次）



【中学校を卒業してから誰かに相談したいと思ったり、手助けなどがあればよいと思ったりした内容】（二次自由記述回答を分類）

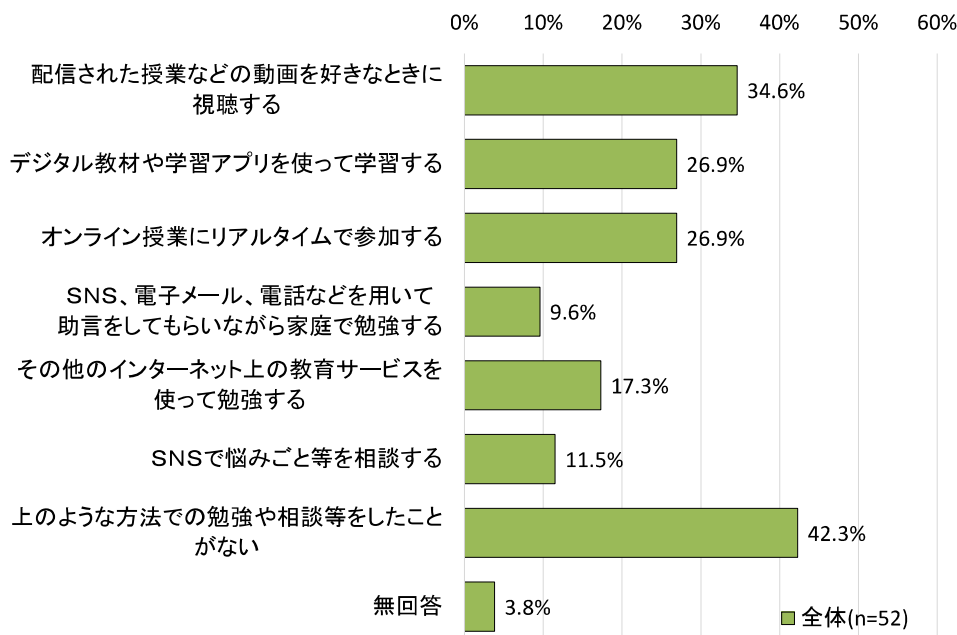
分類	該当件数
心理的な不安等	6
勉強・進路のこと	6
友達関係等	4
家族のこと	3
現在の不登校傾向のこと	2
その他	5
無回答（回答欄空欄）	4

※相談したいと思ったり、手助けなどがあればよいと思ったりしたことが「ある」と回答した24件の回答を分類したもの。複数の分類に該当する場合はそれぞれでカウントした。

調査結果の要点5 今後の支援の充実（2）

- 「ICT機器を活用した勉強や相談等の経験」（複数回答）では、約5割（全体から「上のような方法での勉強や相談等をしたことがない」と「無回答」を引いた割合）の方に経験があった。
- 二次調査やインタビューでは、自分自身や不登校の児童生徒に対するICT機器の活用について肯定的な意見が多かった。インタビューでは、その理由として「自分のペースで好きな時に勉強できる」、「自宅で授業を受けることができる」などの利点が示された一方、「オンラインでは頭に入ってこない」、「気が散ってしまう」など対面授業の方がよいという方もいた。特定の方法が優れているということではなく、**ICT機器の活用も含めて、児童生徒の状況に応じた多様な選択肢が用意され、学習方法の幅が広がることが重要**であるといえる。

【ICT機器を活用した勉強や相談等の経験】（二次）



【ICT機器を活用した勉強や相談等のサービスについて使ってみてよかった点】 （二次自由記述回答を分類）

分類	該当件数
自分のペースでできる	11
繰り返しできる	6
人目を気にしなくてよい	3
自分には合わなかった	3
分からないことを調べられる	2
その他	5
無回答（回答欄空欄）	3

※ICT機器を活用した勉強等のサービスを利用したことがあると回答した28件の回答を分類したもの。
複数の分類に該当する場合はそれぞれでカウントした。

調査結果の要点6 学校の対応の在り方

○不登校児童生徒の対応に係る校内研修は、小学校で約7割、中学校で約6割で実施されている（単一回答）。実施していない学校では、その理由（単一回答）として、中学校では「時間の確保が難しい」と回答した割合が約8割に上っており、**教員が多忙な中、不登校児童生徒の対応に当たるための時間の確保が大きな課題**となっている。

○不登校児童生徒への「初期対応」と「中・長期化対応」で必要と思う内容については、小学校と中学校の教員で、回答割合に大きな差が見られた。子供の発達段階の違いや、部活動の有無、学級担任制と教科担任制の違いなど様々な要因が影響しているが、中学校の方が、登校を促したり、外部の支援機関と連携する意識がより強くなっている。

○「不登校児童生徒への対応として『必要がある』と考えるもの」は、小中学校ともに「教員同士による情報交換」や「複数の教員で支援にあたる校内体制づくり」の割合が高い。**小中学校それぞれの特徴を踏まえつつ、一貫性のある組織的対応ができる学校体制の整備や、学校外の支援機関との連携について、より一層充実するための検討が重要**である。

【校内研修の実施の有無】（管理職）

選択肢	小学校 (n=65)	中学校 (n=33)
実施している	73.8%	63.6%
実施していない	26.2%	36.4%

【校内研修を実施していない理由】（管理職）

選択肢	小学校 (n=17)	中学校 (n=12)
現在、不登校児童生徒がないため	11.8%	0.0%
時間の確保が難しいため	29.4%	83.3%
その他	58.8%	16.7%

【不登校児童生徒への対応として必要と思う内容】（教員）

選択肢	小学校 (n=402)	中学校 (n=123)
教員同士による情報交換	91.8%	100.0%
教師等が悩んだときに相談できる相手や時間の確保	78.6%	89.4%
校内におけるマニュアル等の作成・整備	43.0%	50.4%
複数の教員で支援にあたる校内体制づくり	83.3%	99.2%
学習支援アプリ等の更なる充実	79.1%	64.2%
その他	2.2%	2.4%

【不登校児童生徒への「初期対応」の時点で必要と思う内容、「中・長期化」した不登校児童生徒への対応として必要と思う内容】（教員）

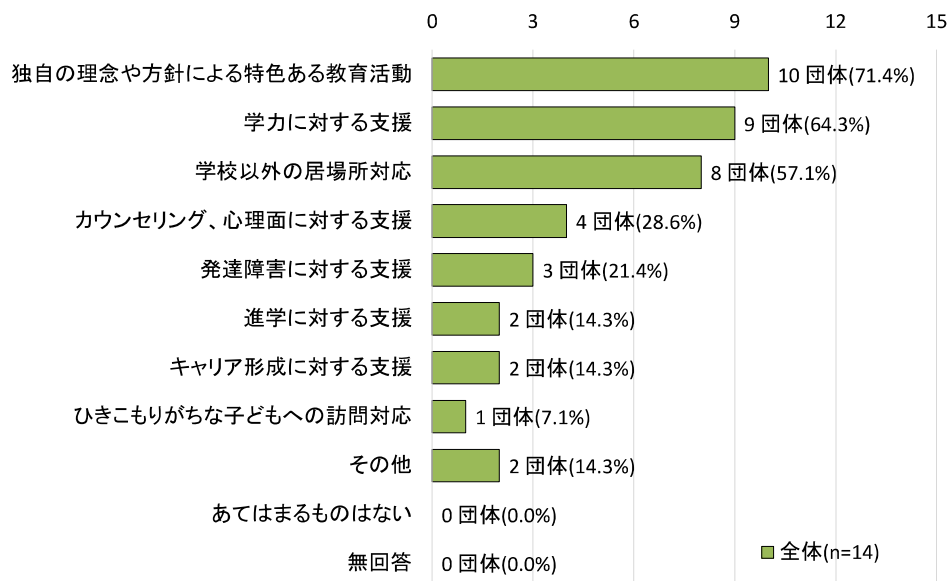
小学校 (n=402)、中学校 (n=123)

選択肢	初期対応		中・長期化の対応	
	小学校	中学校	小学校	中学校
定期的な電話連絡	87.6%	95.1%	76.6%	89.4%
家庭訪問	27.6%	77.2%	38.6%	86.2%
学習課題や手紙などを届ける	61.9%	55.3%	50.7%	72.4%
オンライン授業（授業のライブ配信）	26.6%	17.1%	54.5%	17.1%
別室登校（学校での個別対応）	49.0%	55.3%	59.5%	64.2%
放課後登校	26.9%	88.6%	53.5%	72.4%
スクールカウンセラーや心のふれあい相談員との面談	67.2%	98.4%	77.9%	97.6%
スクールソーシャルワーカーによる支援	39.3%	37.4%	64.7%	98.4%
適応指導教室などの利用	10.0%	52.8%	51.0%	95.1%
フリースクールなど多様な学び場や機会があることを伝える	18.7%	36.6%	67.2%	72.4%
休み始めてから2～3週間は、何もせず見守る	4.0%	6.5%	-	-
その他	1.7%	1.6%	1.5%	1.6%

調査結果の要点7 フリースクール等民間団体との連携

- 調査の協力を得たフリースクール等における「特に力を入れている支援の内容」（3つまでの複数回答）では、「独自の理念や方針による特色ある教育活動」のほか、「学力に対する支援」、「学校以外の居場所対応」が多くなっている。
- 団体の規模は様々だが、令和4年3月時点で、14団体で小学生326人、中学生395人を受け入れていた。この内、練馬区立小中学校に在籍していた小学生は、6団体で20人、中学生は7団体で17人であり、子供は平均で週3日程度利用していた。
- 全ての団体が児童生徒の在籍校と「通所の実績や支援の状況に関する定期的な情報共有」を実施しているが、学校や行政と連携を進める上では、より積極的な学校との情報共有や情報交換を望む声が多かった。今後、多様な不登校要因や支援ニーズに応え、不登校児童生徒への支援を充実していくためには、**学校とフリースクール等との連携の在り方を検討していくことが重要**である。

【特に力を入れている支援の内容】（フリースクール等）



【学校との連携状況】（フリースクール等）

